

令和5年度第4回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

1. 期 日 令和6年3月2日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

1. 組 合 事務局長	伊 藤 章	6. 次期施設推進室室長	国 友 栄 一
2. 組 合 庶務課長	山 崎 昌 志	7. 印西市クリーン推進課長	藤 巻 孝
3. 印西CC 工場長	塩 崎 一 郎	8. 白井市環境課長	竹 田 忠 夫
4. 印西CC 業務班 副主幹	岩 井 一 宏	9. 栄町経済環境課 副参事	小 川 浩 昭
5. 印西CC 施設班 主査	赤 城 英 之		

☆乙(25名中 20名出席)

1. 小倉町内会	○欠席	15. 小倉台アビック21自治会	○欠席
2. 牧の木戸一丁目自治会	■	16. ファーストスクエア小倉台自治会	■
3. 木刈三丁目町内会	■	17. セカンドスクエア小倉台団地自治会	不在
4. 木刈四丁目自治会	■	18. サードスクエア小倉台団地自治会	■
5. 木刈五丁目自治会	■	19. 原山西町内会	不在
6. 内野町内会	不在	20. 木刈一丁目町内会	■
7. 内野西団地自治会	■	21. ネックス自治会	■
8. 内野東団地自治会	■	22. 高花二丁目北自治会	■
9. 内野中央団地自治会	○欠席	23. 桜苑式番街自治会	■
10. 内野南第二団地町内会	■	24. 桜台6番街団地自治会	■
11. 原山中央自治会	○欠席	25. ガーデンスハウス木刈自治会	■
12. 原山町内会	■	26. 大塚三丁目町内会	■
13. 高花一丁目自治会	○欠席	27. コネット原山町内会	■
14. 高花四丁目町内会	■	28. 原山花の丘自治会(代理)	■

☆傍聴者 なし

☆事務局 3名

会議次第

1. 開 会
2. 議長選出(乙側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・令和5年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・ (資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料3)
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・ (資料4)

- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料5）
- ・別添資料（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 審査講評

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1）令和5年度11月～令和6年1月のごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

・令和5年4月から10月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている11月分から令和6年1月分までとなります。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、1月までの合計値と前年比をご報告させていただきます。

1月までのごみ搬入量合計は40,561トン、前年度と比較しますと1,252トン約2.99%の減、うち事業系ごみの合計は11,335トン、前年度と比較しますと328トン約2.81%の減となっております。ごみ焼却量合計は38,398トン、前年度と比較しますと1,033トン約2.62%の減となっております。

5ページ、6ページにつきましては、ただいまご説明いたしました、ごみ搬入量推移及び1人1日当たりのごみ量を折れ線グラフに表したものととなります。

表－2）①排出ガス測定

・排出ガス測定につきましては、既に測定結果を報告済みの分も含め、2号炉は令和5年10月19日に、3号炉は令和5年12月22日に、測定を行っており、その結果は全て協定値（水銀に関しては規制値）の範囲内となっております。

表－2）②排出ガス測定（ダイオキシン類）

・排出ガス測定、ダイオキシン類ですが、こちらは、既に報告済みの分も含め、2号炉で令和5年10月19日に、3号炉で令和5年12月22日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でございました。

続いて、同ページ右側に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、3号炉で令和5年12月22日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内となっております。

表－3）騒音・振動測定

・騒音・振動測定ですが、令和5年11月30日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっております。

なお、16ページに当日の気象状況、17ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－4）悪臭物質測定

・悪臭物質測定ですが、令和5年10月18日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内となっております。

こちらも16ページに当日の気象状況、17ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－5）臭気濃度測定

・臭気濃度測定、調査測定ですが、既に測定結果を報告済みであります。令和5年10月18日に敷地境界、1号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内となっております。

表－6）処理水の水質測定

・処理水の水質測定ですが、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。既に測定結果を報告済みであります。令和5年6月21日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満であり、ダイオキシン類は測定値がゼロとなっております。

表－7）排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定については、令和5年10月19日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満でございます。

表－8）ごみ質分析

・ごみ質分析の調査結果についてご報告いたします。直近では令和5年10月19日に測定しましたところ、紙類35.3%、厨芥類14.3%、布類1.7%、草木類6.1%、プラスチック類35.4%、ゴム類0.3%、金属類1.6%、ガラス類0.0%、瀬戸物、砂、石0.5%、その他4.8%、水分35.3%、見掛け比重0.137キログラムパーリットル、低位発熱量3,030キロカロリーパーキログラムでございました。

表－9) 気象測定結果

・説明済みになります。

まとめ

・まとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和5年11月から令和6年1月までの操業状況の報告として各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。

【搬入車両数と搬出車両数】

(令和5年8月～令和6年1月搬入車両数)

令和5年4月から令和6年1月までの搬入、搬出の車両台数を報告いたします。

令和5年4月から令和6年1月までの搬入車両の合計が32,357台で、前年度との比較では375台、1.15%の減となっております。

搬出車両の合計は1,845台で、前年同時期との比較では、61台、3.2%の減となっております。

搬入車両数と搬出車両数の報告は、以上です。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

次に20ページ、資料の2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の1月で、飛灰が107ベクレル、主灰は24ベクレルでした。

21ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、21ページから23ページまでになります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点は指定廃棄物の一時保管場所の近く、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点はクリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近1月の測定平均で一番高いのは、第1地点で0.089マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

最後に24ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和6年1月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和6年1月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が28.8%という状況です。

報告は、以上です。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。[「なし」と呼ぶ者あり] 次に次期中間処理施設整備事業の進捗状況について説明をお願いします。
------	--

議題(2) 【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

それでは、令和5年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

25ページの資料3ですが、令和5年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況になります。

1月末時点の進捗でございます。

1番の施設整備につきまして、これまで次期中間処理施設整備運営事業整備運用事業の特定事業者の選定としまして、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会を令和4年度に設置し、実施方針の公表や入札広告等を経て11月21日に総合評価方式による一般競争入札により最優秀事業者が決定いたしました。

その後、管理者決裁や組合定例会を経て、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事及び(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務につきまして、2月にJFEエンジニアリング株式会社との契約締結が完了をしております。事業者に決定した経緯等につきましては、環境委員会の最後に説明を予定してございます。

次に2番のアクセス道路についてですが、今年度地盤改良工事を予定しておりましたが、環境影響評価の現地調査の結果により、動植物の重要種が確認されまして移植の必要が生じた事にもない、アクセス道路の整備を5年度から6年度へ変更してございます。

3番の地域振興策のサウンディング型市場調査でございますが、基本計画の内容に対する幅広い意見、提案を求めテナントの参加する条件を把握するために調査を行った11月末に完了してございます。この調査結果につきましては、組合のホームページでも公開してございます。

26ページをご覧ください。令和5年の次期中間処理施設整備事業のスケジュールとなっております。ただいま説明した変更点につきましては点線で表記してございます。今期よりつきましては令和10年度の稼働開始に向けて新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備そして地域振興策について各種業務を進めてございます。今後といたしましてもええ時期中間処理施設の令和10年度の稼働に向けまして計画的に業務を進めてまいりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

【質疑応答】

[議長]	本件に関して質疑ございませんか。
[乙委員]	25ページでご説明ありましたアクセス道路について、環境影響評価に14種の移植により一年ほど工事を伸ばしたと、具体的に何という種類の重要種がそこにあつて、それを巣か何かを移動したということですか。
[甲委員]	現地調査により重要種である動植物が確認されまして、その移植となります。
[乙委員]	何という種類ですか。鳥の名前とか。要は、そこにあるとアクセス道路を工事できないという前提でそれを移植したのですか。
[甲委員]	これから移して、来年度、工事の方を進める予定をしています。
[乙委員]	どういう種類の動植物ですか。
[甲委員]	植物としては9種確認されておりましてミズニラですとか。
[乙委員]	こういう焼却設備を建設する時にそこに重要な鳥だとかそういうのが居ると鳥であれば驚か何かわからないですがそれがそこに住み着いている動物を移してしまうと生態系が全部壊れてしまうというので移設を中止せざるを得なくなる現場が結構あるということです。でそういう種類があるのであれば大問題だという感じがするのですが、そういうことはどうですか。
[甲委員]	そのような動物についてはですね工事の支障になるような動物といった報告といたしますか正確にはですね。
[乙委員]	移設しなくてもいいということ。
[甲委員]	移設をして動物についても限りませんがあの移植をするような形で考えております。
[甲委員]	今回見つけたのは、例えばそのように工事を止めるほど最重要とかそういうものが見つかっておりません。植物であれば移植をして本当に済ませられるようなもの、そのほか魚類とかがあるのですけれどもこちらドジョウとかそういったものを移植の対象になっており、あと草の方とかトンボとかそういうのもみんな一応、対象ということになっております。鳥という話もあったのですがともそういう重要な鳥がどうのっていうのはなくてですね、例えば生き物だとキツネがいたとかそういうものを対象になっており、そういったもので今後これからの作業になるわけなのですが来年度、移植を実施して行くということになります。以上でございます。
[乙委員]	これは法的に基づいてやってるんですね。住んでいたらだめ。ドジョウがいたらダメということじゃなくてですか。
[甲委員]	法的には事業用地ということになっているわけですが、一応それに準ずるということで、その近辺で、それに基づいて、アクセス道路近辺についても工事影響範囲を実施するになります。
[乙委員]	はい。了解しました。
[議長]	他にございますか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕はい、進捗状況については、以上にします。

議題(4) 【自治会側からの質問事項の回答について】

自治会から事前に提出されました質問事項14項目について、組合側から順次回答をお願いいたしますが、回答、質疑は11時30分までとさせていただきます。また、質問事項については省略させていただきます。回答のみ読み上げさせていただきます。回答、質疑、時間内に終えない場合は、自治会側委員の皆様には回答内容を確認していただきまして、ご質問等がありましたら、お手数ですが組合のほうにお問合せ願います。それでは、1番から順次説明をお願いいたします。

質問1. はじめに

吉田地区での次期クリーンセンターは、着々と準備が進んでおり、予定通り、令和10年4月から稼働することになりますが、我々の環境委員会の今後の進め方について質問します。

この環境委員会は、いつまで続けますか？

本来なら令和10年3月で役割を終えますが、その後に廃炉工事が控えております。

【回 答】

現在の環境委員会につきましては、組合と印西クリーンセンター周辺約2.5km範囲内の自治会等の中で結ばれている協定書の第2条規定に基づき組織されているものですので、次期クリーンセンターに移転した際は、対象地域外になりますので、今後の継続につきましては、組合と住民側の方で解散も含めた協議をしてみたいと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	クリーンセンターが移転すると環境委員会もなくなるんですけども、新しい場所に建設しようとしてますよね。その環境委員会というのは、創設するのでしょうか。そこはどのような予定で考えていますか。地域住民等の委員会をそこでも創設する予定がありますかということです。
[甲委員]	そういった予定がまだ立っていない状況でございます。
[乙委員]	まだ決めてないよね、4年先だから。
[甲委員]	はい、そうです。
[乙委員]	実は、2.5キロ以内だったら私の自宅もそれに入るんじゃないかと。また環境委員をやらなくてはいけないのは、嫌だなと思ったので。以上です。

質問2.

令和10年4月以降の廃炉工事の影響（粉塵公害や工事車の往来等）を審議するため住民側を入れた審議会等を創設しますか？

住民側委員の選定地域は？現在の住民側環境委員の選定地域は、クリーンセンターの煙突から排出される排ガスの影響を考慮して、クリーンセンターから2.5km以内の町内会・自治会からの申し込みで決定されています。廃炉工事の影響を審議する審議会等であれば、クリーンセンターの近傍で、住民側委員の選定地域は全く違うものになると思います。

【回 答】

現施設を処分することは決まっていますが、処分の方法等につきましては、今後、構成市町に確認を取りながら進めていくこととなります。

審議会の創設につきましても未定となっております。

【質疑応答】

[乙委員]	はい。了解しました。
[議 長]	はい。次の回答をお願いします。

質問3.

ごみ処理施設の跡地となれば処理しなければならないダイオキシン等の有害物質や放射性物質がある可能性があります。それらの有無についてすでに調べておりますか？

【回 答】

現施設の取り扱いにつきまして、まだ何も決まっていない状況であり、ダイオキシン等の調査についても実施していない状況です。

【質疑応答】

[議 長]	はい。よろしいですか。
[乙委員]	ダイオキシンは、今日も報告がありましたので問題ないんですけど、昔、ダイオキシン処理をしてないとき、要は炉のタイプとか何かを換えてしまったんですね。それでダイオキシンが無くなったんですけど、だから今のクリーンセンターの跡地に処理してなかった土などに何か有害なものが含まれてないかという心配があり質問しました。
[議 長]	次の質問の回答をお願いします。

質問 4.

廃炉工事の期間は？

【回 答】

現在のところ廃炉工事期間については、未定でございます。

【質疑応答】

[乙委員]	はい。了解しました。 ただ市議会でも議題に上がったという話も聞いたのですが、廃炉した後に何ができるのかという市会議員の質問もあったというのですが、今後何をこの場所に作るかは、まだ決まっていないという回答だと聞いているけども現在も一緒ですか。この跡地は何か利用するというのは今のところ考えてないのですか。
[甲委員]	今のお話ですと5番に関連してくると思います。こちらにつきましては、廃炉後の処分というのは決定しております。その次に何が出来るかというのは一切まだ何も決まっておりません。

質問 5.

廃炉後の跡地に建設を予定している事業はありますか？どのような施設を建設しますか？

【回 答】

現在のところ廃炉後の跡地活用については、未定でございます。

【質疑応答】

質問4にて回答済

質問 6.

新クリーンセンターは、廃熱利用に入浴施設、多目的研修室、キッズスタジオ、レンタルオフィス、ゲストハウス、滞在型市民農園などを挙げておりますが、焼却炉の廃熱利用に不十分で、しかも入浴施設以外は、土地も確保していなく、すべて予想で具体的な引き受け手もおりません。これでは多量の廃熱を捨てることとなります。

そこで、質問ですが、清掃工場の余熱電力を活用した自己託送をご存じですか？

清掃工場で発生する余剰電力は温室効果ガスがほとんどない電気です。これを一般送配電事業者（例えば東京電力）が、その清掃工場と敷地が外の関連施設に託送する場合、通常取られる「再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）」がかからないので安く電気を使用できることとなります。（現在の再エネ賦課金は、1.4円/kWh）です。これが「自己託送」です。

実際にこのシステムを運用しているのが、近くの船橋市の清掃工場です。余剰電力は（非FIT分）が、年間53,200千kWhで、需要施設は高瀬下水処理場と船橋本庁舎で、年間の二酸化炭素削減量が約6,700トンになり、不足分は再生可能エネルギーを購入して需要施設の脱炭素化をめざし、最終的には2050年「ゼロカーボンシティふなばし」を実現させます。

印西市の新クリーンセンターでも余剰電力が余るようなら、このシステムの採用について調査・検討しませんか？

【回 答】

次期中間処理施設の焼却排熱は、発電及び蒸気等の利用を予定しております。発電した電力については、次期施設で活用するほか、地域振興策施設への送電を予定しており、余剰電力については売電することとしております。

なお、売電にあたっては、次期施設で発電した余剰電力を、建設工事事業者のグループ新電力会社へ供給し、本組合施設など地域内で販売することで、地産地消するスキームの提案をいただいております。つきましては、今後詳細を確認し、建設工事事業者と協議してまいりたいと考えております。

なお、ご質問の中で、「入浴施設以外は、土地も確保していなく」とありましたが、地域振興策開発エリアの用地取得につきましては、令和4年度から着手しており、令和6年1月末現在で取得予定面積約132,0

00㎡に対し、取得面積約122,000㎡、率にして約93%が取得済みでございます。
未所得用地につきましては、今後も用地交渉を進めていくところでございます。

【質疑応答】

[乙委員]	はい。了解しました。
[議長]	次の質問の回答をお願いします。

質問 7.

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、東京電力福島第一原発が爆発し、大量な放射性物質が大気中に飛散し、ここ印西地区でも燃えるごみ等に付着した焼却灰を国が処理するとして8000ベクレル/kg(*-1)を超える指定廃棄物(約300kg)が、クリーンセンター隣の印西市の空き地に保管されています。廃炉後までに処分出来ますか？

また、次期中間処理施設移転に際し、現在の指定廃棄物の保管場所はどこになるのでしょうか。

- ① フレコンパックの行き先
- ② 廃棄する際に発生する粉塵、ダイオキシン対策
- ③ 現状の焼却灰はどうするか

放射能は、時間がたてば減衰するものです。その証拠に、運転中に出る焼却灰の放射能(*-2)や敷地境界線の空間線量(*-3)も人体に無害になる値まで下がっています。保管中の指定廃棄物の放射も一度測定機関で測ってみたいかがですか？8000ベクレル/kg未満であれば当管理組合で埋め立て処分が出来ます。

*-1 原子力安全委員会は、国が処理するのを8000ベクレル/kg以上とし、それ未満はごみ焼却を実施している自治体が処理すると決めました。8000ベクレル/kg未満の廃棄物のそばで生活しても廃棄物から受ける被ばく量が年間1ミリシーベルト以下になり、限りなく安全な値なので一般のごみ廃棄物と一緒に埋め立ててもよいとしたものです。

*-2 2011年7月から現在までクリーンセンターの焼却灰の放射性セシウム134とセシウム137の放射性濃度(ベクレル/kg)の測定結果が環境委員会で報告されています。それによると、放射性セシウム134と137の合計値は、2011年7月に飛灰で13,970ベクレル/kgであったものが同年9月にはすでに8000ベクレル/kg以下の6370ベクレル/kgになり、その後下がり続け、2022年7月には120ベクレル/kgまで下がっています。

*-3 環境委員会で毎回報告されるクリーンセンター敷地境界上(5点で地上高さ1m)の空間線量の推移をみると、2011年7月に最高値で0.347マイクロシーベルト/時間であったものが、2013年3月には、除染対象線量である0.230マイクロシーベルト/時間を下回り、現在では0.084~0.062マイクロシーベルト/時になっています。(ちなみに、0.230マイクロシーベルト/時間は、年間2ミリシーベルトです)

【回 答】

次期中間処理施設移転に際しての現在の指定廃棄物の保管場所につきましては、2月5日に、一時保管を行なっている松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の5市長連名による指定廃棄物の長期管理施設の確保等に係る要望書を国に提出していますが、指定廃棄物の長期管理施設の確保等につきまして、未定となっています。指定廃棄物の処分等につきましては、引き続き、国へ要望していきたいと考えております。

また、毎年行なわれている国による立会検査時において、早期に指定廃棄物の処分を行ってほしい旨を担当者へ要望しているところです。

国の指定を受けている指定廃棄物につきましては、8000ベクレル/kg未満であっても組合で処分ができないものと認識しています。

【質疑応答】

[乙委員]	最後に発言された8000ベクレル未満でも組合は、処分できないけど法律上は、8000ベクレル以上は国が処理して、それ未満は、その地域で処分するという事になっているが、その方針が変わったということですか。
[甲委員]	国の指示がまだ何も出てないので・・・
[乙委員]	出てないというだけでしょ。
[甲委員]	もし変更された場合、国から通知があるものと認識しておるところです。
[乙委員]	それで今、保管している指定廃棄物の放射能を早く測定した方がいいのではないかと、私はこの文章にも書いてあるんですけど、どうしてやらないんですか。
[甲委員]	現在、国の保管になっているため・・・
[乙委員]	測定してはダメって言っているわけ。
[甲委員]	国が管理しているものですので無暗に・・・
[乙委員]	要は、国が管理しているので下手に測ると今8000ベクレル以上あったものでも放射能は、どんどん減衰しているんですよ。だからそれが極端に言うとなん百ぐらいまで私は落ちていると思っているんですよ。それは粉塵だとか現在の焼却灰の放射能を測っているからわかるんであって、その無害になったのにまだ国が処分するからといってここに置いておくと、この場所での移設後に指定廃棄物だけが残ってしまうのではないかと、危惧してるんですよ。測って何百ベクレルぐらいまで下がっているのだったら、今の処理場に運んで埋立てがいいんじゃないかと考えるんですけど、その考えはおかしいですか。
[甲委員]	一般的にはそのような考えもあるかと思うのですが、現在、国の管理下にあるものを無暗にこちらでどうすることもできないので。
[乙委員]	測定は、国がやるのですか。
[甲委員]	管理も国になっています。
[乙委員]	管理も国だけど、法律上8000ベクレル以上あると国が管理する。それ以下だと地元で処分するように言ってるわけですよ。それ未満なのになぜ工場内で保管しているのか理解に苦しむんですけど。
[甲委員]	一応、法律を確認しながら国にも問い合わせして。
[乙委員]	できる限り説明してください。何かやることがおかしいだろうとおそらくこれは、印西市だけが決めるんじゃないかと5市が一体となって対応してるんで、おそらく印西市だけが先走ったら怒られるのではないかとというので、何も手をつけないというのが現状ではないかと私は、見てるんですけど、とにかく分かったら教えてください。放射能が8000ベクレル以下で、今の埋立地は、数字は忘れましたけど何百ベクレル以下でないとここに埋立処分してはいけないという、その地域の住民との申合せがあると聞いてるんですよ。その値は、いくらですかね。
[甲委員]	確認させていただければと思います。
[乙委員]	以前、環境委員会で聞いたことあるんですけど、これも次回教えてください。すごく気になることなんで。
[議長]	よろしいですか。それでは詳しく調べていただいて回答していただくとうことでいいですね。はい、次に参りましょう。

質問8

指定廃棄物の件

- (1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。
- (2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認結果（表面線量率等）の追加説明を求める。

【回答】

- (1) 2024年2月5日に、一時保管を行なっている松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の5市長連名による指定廃棄物の長期管理施設の確保等に係る要望書を国に提出いたしました。
- (2) 測定用に使用している機器について、メーカー名は、日立アロカメディカル、機器は、γ線用シンチレーションサーベイメータ TCS1172であることを確認しました。

【質疑応答】

[乙委員]	約2年後になって出されましたけれど、これは、なぜ今頃になるのかという気がするのですけれど。
[甲委員]	この件につきましては、一時保管を行っています松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の5市で協議する場を設けておまして、そちらの方で本年度、再び要望書を提出することが決定し、時期が6月か7月であったと認識しておりますが、その時に要望書を提出しようということが決定して、この時期になったということでございます。
[議長]	はい。そういうことだそうです。
[乙委員]	急ごうという気持ちは、無かったということですね。
[甲委員]	印西市のみだけで動かずに足並みをそろえると言うことで、話し合いが行われております。
[乙委員]	要望書は、提出しましたがそれに対する何か返答などそういうのはないのですか。提出しましたというのが続いていると思うのですが、反応は、どうでしょうか。
[甲委員]	反応は確認してございません。要望を提出しまして、受理していただいたということは確認しております。
[議長]	また、要望書の回答がありましたら、この場で報告をよろしく申し上げます。

質問9.

(1)「報告事項操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績 排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

【回答】

(1) 組合での修正が不正確であるということについて、環境委員会での指摘の有無等について確認できたこと、また、今までの経緯を含め、次のように修正させていただきます。

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目の測定は、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)のみに規定されていませんでした。2008年3月25日の協定書の改定や2016年03月04日の環境委員会での測定方法についての指摘後もJIS K 0083又はそれを準用したものとして測定及び数値報告を行っていましたが、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」

過年度の報告書の記載につきましては、令和4年度第3回及び第4回の環境委員会において、表記の訂正も含め記載の有無について議論され、結果として住民側、組合側の合意事項として、今後「カルシウム、銅、亜鉛について、令和5年度から測定を行わない」こと、削除した経緯を書面で残すこととされております。当組合といたしましては、合意事項に沿い本年度より測定を取りやめ、今回の報告事項から削除し、削除した経緯を掲載させていただき皆様方とお約束を履行させていただくものと考えております。

【質疑応答】

[議長]	ありがとうございます。乙委員いかがですか。
[乙委員]	2008年3月25日に協定書の改正とありますが、実際これは何を指しているのでしょうか。

[甲委員]	環境委員会の協定書の改定を平成20年3月25日に行っております。その改定の中でJISK-0083、0096、0097、0221、0222を0083と0222に統合されています。そのことを指しています。
[乙委員]	写し何かあるんですか。それを私たち環境委員にください。
[甲委員]	はい。分かりました。
[乙委員]	その中で実際どういう項目について改定しますというのは、明確には書いてあるのでしょうか。
[甲委員]	測定の金属については何も変更ありませんでしたが、協定書の第8条に、今、回答しました5つの手法が0083と0222の2つの手法にまとめられています。これは1997年にJISKが改定されたものを受けての協定書の改正と思われます。一応その手法だけの改正にとどまってしまうと、検査項目自体の改定まではされてなかったことを、確認致しました。
[乙委員]	ちゃんと写しをください。正しいのかどうか、それがわかりません。
[甲委員]	はい、写しはどのような方法でお渡しすればよろしいですか。
[乙委員]	最低限、紙でください。あと電子データでください。
[甲委員]	分かりました。紙はあるんですけど電子データとして残ってるかは確認してないのでその辺を確認させていただきます。
[乙委員]	あとJISK-0083と書いてあるときに、その改定とか何かがあると必ず年度、例えば2017年とか2020年とかそういうふうにあのいわゆる西暦の年号がしっかり入っているんですよ。それを必ず書かずにこのところを書くのは違うのではないかという気がしますね。
[甲委員]	分かりました。では今回の経緯のところにつきましては後ろにかっこ書きで改定された時期を記載させていただきたいと思います。
[乙委員]	それと事前の住民側の委員会のときに資料として、その、かっこ書きのところでJISK-0083にかかっていますよと明確に記録されているものをデータとしてお渡ししているのですが、それについてどういうふうにお考えでしょう。記録がここにはないですよということを、このところでは言っているのだとしてしたらそれは違うのではないかと。どうしてそのカルシウム、銅、亜鉛の三つについて測定項目になかったと言っているところとの整合性が取れないと。
[甲委員]	JISKのハンドブックに実際書かれていることで確認させていただいたところでございます。その中で1997年改正の時にバナジウム、1986年の当初、JISK-0083はバナジウムだけの測定方法しかなくて1997年にカドミウム、鉛、クロム、マンガン、ニッケル、バナジウム、ヒ素、セレン、ベリリウムが0083に統合されております。それはJISのハンドブックに記載されておまして97年からそれが確認されました。それ以前については、直前のものはありませんが1986年のハンドブックに確認したところ、今言ったことがバラバラで測定方法が指定されておまして、その直前までのことを確認する手法が見当たらないので1997年の改定の時からまとめられたと言うことで、記載させて頂ければと思います。
[乙委員]	それはまだ確認が不足していると思います。それはハンドブックもいいですけどJISを確認して紡ぐべきだと思います。それとなぜカルシウムと銅と亜鉛の3項目についてそれぞれJISK-0083で測っていることを延々と今までやってきたのか。それが全然クリアになってない。
[甲委員]	それにつきましては、確認ができない状況となっております。クリーンセンターが完成した当初、環境委員会が創設された当初から測定して皆さんにお伝えしている部分になりまして、その測定環境につきましては、今まで組合の方では0083ということで掲載されていたのは、確認できたのですが、その根拠が見当たらない関係で削除できればというところで、令和4年度の第3回、第4回で直ったものと認識をしているところです。
[議長]	本件につきましては、現組合側の方々がその削除したとかそういうことではなくて、何十年も前の方が行ったことなので記録が残ってないということで、やはり乙委員の要望をそのまま取り入れるということは、やはり難しいと。乙委員は、正しいものを見せてほしいということで本当に平行線なんです。なので毎回、委員会の議題になりますけれども、これは今後の双方、折れないというのは言葉が良くないですけども平行線のままで行きたいと思います。乙委員としてはまた質疑があればまたその都度、質問していただいて、組合側から同じような回答が出るということで納めたいと思います。

質問10

住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a) 構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。 b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」 に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

【回答】

- a) 千葉県ホームページ等で確認しています。
- b) 住宅宿泊事業者に対しまして事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知しているほか、ホームページ等で周知を図ってまいります。

【質疑応答】

[議長]	はい。よろしいですか。次の質問の回答をお願いします。
------	----------------------------

質問11

会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？

従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策は見いだされたか。（会議の内容を文書化する文字起こしのソフトは多様であるが）

【回答】

現在、会議録の作成については、確認作業を迅速に行いホームページへの時間短縮に努め、現在できうる努力はしているところです。

【質疑応答】

[議長]	なにか補足があると。
[甲委員]	いい方法を見つけまして、今回の議事録の作成から取り入れて現行しているものと比較し、もし出来れば、来年度に変えていきたいと思っております。以上です。
[議長]	可能な限りもう少し話したらしていただければ。
[甲委員]	はい。わかりました。現在、音声データにつきましては文字起こしをする所に、音声データを郵送して、その文字起こしを委託しているところですが、ワード機能で文字起こしできる機能があることが判明しまして、それを利用して精度等を確認して使えるようでしたら採用していきたいと思っております。
[議長]	はい。住民側の委員会の中であった件ですね。それを現行の方法と新しい方法を並行して試してみるといふことで。
[甲委員]	一度試してみてください。
[議長]	はい、よろしくをお願いします。

質問12

（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業（条例対象事業）の環境影響評価に関して「千葉県の（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申（令和3年12月17日）と令和4年1月17日 知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。

環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書説明会が令和5年10月21日、令和5年10月22日（日）を開催日として、環境影響評価準備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。

- (1) 環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類、規模概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水土泥」が記載されているのはいかなる理由か。
- (2) 施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由か。

【回 答】

- (1) 印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。
- (2) 印西地区ごみ処理基本計画が令和5年3月に改訂されたことにより、改訂後のごみ減量施策の実施により算定された、ごみ排出量、焼却処理量等の内容を踏まえ、準備書を作成したものでございます。
また、施設整備に係る目標年次につきましては、方法書時点では2033年度、準備書時点では2028年度としております。
これは千葉県のごみ減量目標年次が令和7年度とされている中、当組合においては同年度の達成が困難であるため、令和10年度（2028年度）に千葉県のごみ減量目標値を達成させることとして計画策定しております。

【質疑応答】

[乙委員]	印西地区衛生組合で計画している脱水汚泥などを入れますよということなんですがそれは、事前にすでにそういうことで約束しているということですよ。今まで書いてなかったものをそこに書くということがそれは少し違うのではないかなと思いますけども。
[甲委員]	このし尿処理施設については、新たな施設として計画されておりまして、その脱水汚泥の処理ということで組合の方で協議を進めている状況でございます。その中で準備書の方ですね、可能性と排出される脱水汚泥の処理といったことで掲載させていただいてものでございます。
[乙委員]	それは事前に分かっているということですよ。違いますか。約束をしているんですよ。
[甲委員]	現在、まだ協議中で確定したことではないという認識でございます。以上です。
[乙委員]	いつになれば確定するんですか。
[甲委員]	確定時期については、まだ決定しておりませんが、今後、協議をして行く過程の中で決めていきたいと考えております。
[乙委員]	それは、何を述べているのかよくわかりません。いつ頃目標に更新してやります。などあると思うんですが、それを示してください。
[議 長]	示せないなら、示せないと回答してください。
[甲委員]	現時点では、示せない状況となっております。
[議 長]	そういうことなので、今日現在では回答できないということではよろしいですか。
[乙委員]	その(a)の方ですけれども準備書になってから基準を変えているというのは、なんでそれ変えなくてはいけないのか。いくらその元々が多少変わったからといって、それは以前から審査してきた流れの中から基準を簡単に変えるという事は少し違うのではないかなと思うんです。その点を明確に千葉県の環境影響評価の委員会のほうに、それは出されているのでしょうか。委員会の方々が正確に認識しているのかというのを非常に危惧するところです。
[甲委員]	この報告書と準備書については千葉県の委員会のほうに提出をさせて頂いております。
[乙委員]	委員の方々が認識しているかどうかということを知りたいのですが、そのことはしっかり説明をされたのですか。という質問です。
[甲委員]	組合としては、こちらの方、提出しておりますので、委員さんが踏まえられたものと認識して意見をいただいているところでございます。
[議 長]	断言できなかつたら無理しなくて結構ですよ。お答えできる範囲でお願いします。 13番は、質問の後の審査講評の中で組み入れますか。〔組合側から「はい」という返事あり。〕そのようにさせていただきます。

質問13

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に関して

- (1) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の選定結果が公表されたが、内容は途中で公表しても、支障となるような内容でないことが多いと思われるので、早期に公表すべきであったと思うが、いかがか。
- (2) 同規模、同一会社の比較表を見ると、コストパフォーマンスが見られるか？

【回 答】

- (1) 事業者選定委員会の審議内容につきましては、要求水準書、事業者決定基準等の入札関係書類であったこと、また、令和5年4月10日の入札公告後につきましても入札過程であることから、内容の公表を控えさせていただいたところでございます。
- (2) 建設工事の内容及び運営維持管理監理業務の詳細が確認できないため、一概にコスト比較は困難ですが、価格点と非価格要素点を50：50として、総合評価一般競争入札を実施したことにより、優れた事業者提案をいただきながら、価格につきましても抑えられたものと推測しております。

【質疑応答】

「(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 審査講評について」にて回答。

質問14

協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。

【回 答】

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」の記載内容を整理し記載することにつきましては、環境委員会の協議結果を尊重させていただきます。

【質疑応答】

[議 長]	<p>はい、ありがとうございます。私から一言よろしいですか。</p> <p>おそらく本件は例の水銀の協定値を定めるかどうかそれを協定書に記載するかどうかということに関しての質問だと思うのですが、水銀の件に関しては前回皆さんに意見がほぼ意見が一致したように協定書の改定を行わないということで前回参加された方は記憶にあると思います。回答を整理する意味で私の方の発言住民側代表の発言になりますけどそれはご了承ください。</p>
[乙委員]	<p>協定書の内容を変更した場合についてはしっかりそれなりの手続きを取って出すのが当たり前だと思うのですが、それをやらずに何とかでいいですよと言われても、協定書は、ホームページに公開されているので誰でも見られるわけですよ。そのところで他の人がいつ見てもわかるように、最新のものをそろえる必要があると思うのですよ。それをちゃんと、やはり基本的にやってほしい。やるべきであると思うのですよ。契約をしているわけだからそれはしっかりとすべきだと、内容は変更されたら当然のことだと思います。</p> <p>別に水銀のことだけではなくて、先ほどのカルシウムだとかそういうものの測定に関しても同じことです。これは、はっきり書いている項目のところ、はっきり書いてないから後で分からなくなる。組合側は過去5年間分の記録しかないよ。議事録はあるんですけど、昔の議事録は今の議事録に比べたら内容が薄いんですよね。そういうのを考えるとやはり基本になる協定書は整理してやるべきだ。そうでなければ、ほかの人がわかんないんじゃないですか。今ここにいる方々が分かったとしてもその次のところの中でそれが分かんなくなってしまう。それはやはり避けるべきであって、ずっとやるべきだと思います。</p>
[議 長]	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>確かに乙委員が言われることは、ごもっともだと思います。</p> <p>ただ内容に関して軽微のものについては申し訳ないですけど、この委員会の出席者の中で意思統一されたものについてはもうそれで行こうと。その例えば水銀について一般の方がホームページをご覧になられて何かあったときにそれは組合さんの方で責任を持ってご説明していただきたいという経緯でよろしいかと思います。これをもっと重要な事項の改定とかであれば、それはやはり協定書の改定が必要だと思うのですが、本当に今回の水銀の件のようなことまであと残り4年やるのかということとそれ全部同じ話をしましたので、また、改定には非常に皆さんの時間と労力がかかるということもご説明しましたので、乙委員の意見が非常に重要で大切なのですがそれはもうこれ以上これは議論したくないと思います。</p> <p>よろしいですね。〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>

[乙委員]	議長は、そんなことを決めるためにあるべきじゃなくて議事の進行ですよ。
[議 長]	私は、住民側の代表でもあるので、議長の発言と住民側代表の発言が混同して申し訳なかった。でも言いたいことは言わせてください。 以上もって質問の回答は終了します。

5. その他

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 審査講評について

・次期中間処理施設の入札結果についての説明

仮称印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業の審査講評について、説明をさせていただきます。(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業につきまして、事業者の選定及び決定に至る経過をご説明させていただきます。

まず初めに、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の施設整備及び運営維持管理を行う事業者につきましては、当組合附属機関条例に基づき、学識経験者及び当組合管理者が必要と認める者を委員とし設置された「印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会」による審査を経て、選定しております。

お手元にお配りした説明資料につきましては、事業者の選定に係る経過を事業者選定委員会におきましてとりまとめました「(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設 整備事業審査講評」によりまして、要点のみご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。第1章 事業の概要でございます。1. 事業名称については、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業、2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類については、焼却処理施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設として、マテリアルリサイクル推進施設、種類といたしましては、一般廃棄物中間処理施設です。3. 事業目的といたしましては、一般廃棄物の適正な処理はもとより、地域環境との調和、資源循環型社会への貢献、地球温暖化防止対策、将来的なカーボンニュートラル・地球環境の保全を目指す、適切な運営を行うこととしております。4. 施設概要といたしましては、エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理能力が日量156トン、マテリアルリサイクル推進施設の処理能力が日量10トンで、その他、記載のとおりです。5. 事業方式といたしましては、DBO方式により実施することとして、設計・建設業務は、建設工事請負事業者、運営維持管理業務は、事業者が設立した特別目的会社が行うものでございます。

なお、DBO方式とは、設計(デザイン)、建設(ビルド)、運営(オペレート)を一括して発注する方式でございます。6. 事業期間といたしましては、(1)設計・建設期間が、特定事業契約締結日から令和10年3月31日までで、特定事業契約締結日につきましては、組合議会により、建設工事請負契約の議案可決日の令和6年2月9日でございます。(2)運営維持管理期間につきましては、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの20年間でございます。7. 事業者の業務範囲といたしましては、(1)設計・建設業務 及び(2)運営維持管理業務でございます。

2 ページをご覧ください。第2章 事業選定方法等でございます。1. 事業者の募集及び選定方法につきましては、総合評価一般競争入札方式により実施しております。2. 落札者決定の手順でございますが、(1)入札参加資格審査といたしまして、参加者から提出された入札参加資格審査に関する提出書類を基に、入札説明書の「参加資格」に示した事項を満たしているか、当組合事務局により確認を実施しております。(2)事業提案審査といたしまして、1)基礎審査につきましては、事業提案書に記載された内容が落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしているか、当組合事務局により確認。2)非価格要素審査につきましては、選定委員会により、参加者から提出された事業提案書のヒアリングを実施し、評価、得点化。3)価格審査につきましては、当組合事務局により入札価格を得点化し、選定委員会に報告。4)総合評価につきましては、選定委員会により、非価格要素審査と価格審査の得点を合計し、総合評価点の最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定されております。(3)落札者の決定につきましては、選定委員会における評価・審査の結果に基づいて、印西地区環境整備事業組合(以下、「組合」)が落札者を決定したところでございます。

ただいま説明させていただいた、落札者決定の主な手順は、4ページの図1のとおりでございます。5ページをご覧ください。3. 事業者選定の経過でございますが、表2 事業者の選定スケジュールによりまとめております。入札手続きといたしましては、令和5年4月10日に、入札公告。令和5年6月9日に、参加表明書及び参加資格申請書類を締切り、2グループからの申請を受理。令和5年6月1

6日に、参加資格を有する旨の審査結果を2グループに対し通知。令和5年9月27日に、2グループからの事業提案書を受理。令和5年11月21日に、事業提案書に関するヒアリング、審査、最優秀提案者の選定といたしまして、さきほど、落札者決定の手順におきまして説明させていただきました、非価格要素審査、価格審査を実施し、最優秀提案者の選定。令和5年12月26日に、落札者の決定及び公表を行っております。

6ページをご覧ください。4. 選定委員会の設置でございます。本事業の実施にあたり、整備及び運営に係る事業者を公正かつ公平に選定するため、選定委員会を設置し、(1)から(5)までの項目について選定委員会に諮問し、表3 選定委員会の委員に記載のとおり、3名の学識経験委員、4名の当組合管理者が必要と認める委員、合計7名の委員におきまして、ご審議いただきました。5. 選定委員会の開催経過でございます。

選定委員会の開催状況は、7ページをご覧ください。表4 選定委員会の開催状況のとおり、第1回を令和4年8月22日に開催し、第7回の選定委員会を開催しております。

なお、第7回につきましては、委員間の日程調整が困難であったため、書面開催としております。

8ページをご覧ください。第3章 事業者の選定結果でございます。1. 入札参加資格審査につきましては、表5 入札参加表明者表のとおり、2グループから入札参加資格審査申請書等の手続きがあり、事務局におきまして、入札参加資格の確認を行い、令和5年6月16日に代表企業に対して入札参加資格を有することを書面にて通知しております。選定委員会による審査にあたっては、審査の公平を期すため、事業提案書等すべての書類において入札参加表明者の企業名を伏せ、「赤グループ」「青グループ」の入札参加者名で識別して評価を行っております。2. 事業提案審査につきましては、(1) 基礎審査といたしまして、令和5年9月27日を期限として、入札参加者2グループから提出された事業提案書の基礎審査を事務局において実施いたしました。

9ページをご覧ください。(2) 非価格要素審査といたしまして、令和5年11月21日の第6回選定委員会において、事業提案書に関する入札参加者による説明及び委員による提案内容に対する質疑を実施し、非価格要素提案書の審査を行いました。審査結果は、落札者決定基準に基づく審査項目、配点、採点基準により、選定委員会の各委員に審査いただき、表7 非価格要素審査結果、全14項目の審査項目に対し、12項目において、青グループが赤グループを上回り、表の最下段のとおり、赤グループが32.41点、青グループが37.55点でございました。

非価格要素の各審査項目についての講評は、10ページ、11ページをご覧ください。表8 非価格要素審査講評といたしまして、各グループからの提案に対する講評をとりまとめております。

11ページをご覧ください。(3) 価格審査でございますが、非価格要素審査と同日の令和5年11月21日に開札を行い、表9 入札価格の得点化結果(税別)のとおり、設計・建設事業費と運営・維持管理業務委託費を合計した税別の入札価格といたしまして、赤グループが262億2,755万円、青グループが290億500万円、価格審査点といたしましては、落札者決定基準に基づき、赤グループが最低入札価格のため、満点の50点、青グループが45.21点でございました。

12ページをご覧ください。(4) 総合評価でございますが、さきほどご説明した、非価格要素審査と価格審査の得点を合計して、表10 総合評価結果のとおり、総合評価点を選定委員会において算出されております。総合評価点につきましては、非価格要素審査点と価格要素審査点の合計で、赤グループが82.41点、青グループが82.76点となり、青グループが、赤グループの総合評価点を上回り、表11 最優秀提案者のとおり選定され、令和5年11月21日に審査結果について、選定委員会から組合管理者に答申いただいたものでございます。

なお、最優秀提案者として選定した青グループの入札価格は11ページに記載の低入札価格調査基準価格を下回っていたことから、当組合において、印西地区環境整備事業組合低入札価格調査制度事務処理要領に基づき、関係資料の確認、ヒアリング等により低入札価格調査を実施した結果、青グループの入札価格による契約の履行が適正に実施できるものと認められたことにより、令和5年12月26日に落札者として決定し、令和6年2月9日の組合議会におきまして、建設工事請負契約の議案の可決をいただいたところでございます。

当該事業につきましては、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により実施したものであり、令和5年4月10日の入札公告において公表した落札者決定基準に基づき審査を行い、非価格要素及び入札価格を総合的に評価されたものでございます。

説明は、以上でございます。

【質疑応答】

[議 長]	39ページの13番の質問にお答えいただけますか。
[甲委員]	<p>(1) 事業者選定委員会の審査内容につきましては、要求水準書、事業者決定基準等入札関係書類があったこと、また令和5年4月10日の入札公告後につきましても、入札過程であることから、内容の公表を控えさせていただいたところでございます。</p> <p>(2) 建設工事の内容及び運営維持管理業務の詳細が確認できないため、一概にコスト比較は困難ですが、価格点と非価格要素点を50対50として総合評価一般表札一般競争入札を実施したことにより、優れた事業者提案をいただきながら、価格につきましても抑えられたものと推測しています。以上です。</p>
[議 長]	説明に関して何か質問等ございますか。
[乙委員]	<p>いただいた資料の事業者の選定結果の8ページのところにあるのですが、赤グループと青グループの協力企業がそれぞれありますが、どちらも印西市とか、白井市にある会社などはあるのですか。赤グループの株式会社クリーン工房と有限会社森田工業はどこの会社ですか。</p> <p>それと青グループの奥村組も違うしアジア開発興業も違うし、タイトウと小幡工務店は、印西市の小幡工務店ですよね、赤グループの方でも地域の会社、例えば有限会社森田さんとかクリーン工房があればいいんだけど、そうじゃないと、赤グループ青とグループの公平性を保つようにして、入札チェックをしてくれたと書いてありますが10ページ目の2番の、地域住民の理解と協力のところの(3)地域貢献というのがありますが、ここに地元発注金額というのは、この建設に対する行動なのですか、それとも維持管理に対することなのですか。もし、この地元発注計画は小幡工務店さんが居るところに発注しているから、青は、いいよねっていうことだとすると、初めから分かっている感じがするのですけど。赤にも青にも地元企業は、入っていますか。</p>
[議 長]	余談ですが、クリーン工房は、この辺では、アンデルセン公園の近くにある清掃工場の管理は、クリーン工房がやっていますね。船橋医療センターとかね。印西、白井でクリーン工房が関わっている事業はないのではないかな。そこに勤めたことがあるので。
[甲委員]	こちら協力企業ですが、明確な資料が今、手元にございませんで、明確にはお答えできませんが、例えば青グループですが、アジア開発興業やタイトウ、小幡工務店は印西市にあるかと思われまます。赤グループの方は、企業があると思ったのですが、手元に資料がないもので、今すぐ何処とかお答えができないのですけども、10ページの地域貢献のお話があった部分につきましては、協力企業だけではなくて、その他の発注するもの全てのものということになります。もっと細かく、小さい企業も事業提案の中には多々記載されております。この協力企業以外のものもあるという認識でお願いできればと思います。
[乙委員]	講評の6ページのところに検討委員会というところがあるのですけど、ここで7番目の方、酢崎さんという方が「管理者が必要と認める者」ということで指名されていますが、どのような理由で指名されたのでしょうか。また、この選定委員会というのは、条例によって設置されている委員会ですか。
[甲委員]	先に、後の質問から回答させていただきますが、条例に定められている委員になります。一番下の方につきましては、建設をする地元の代表ということになります。
[乙委員]	地元の人を、どうして入れなければいけないのかと、私は思いますね。逆に議会が絡むことなので、それはやはりあまりやるべきではないと、それは管理者とか副管理者がそういうふう判断したということでしょうか。
[甲委員]	はい、管理者が必要と認めた者が、委員になっておりますので、それで決められるものと考えております。
[乙委員]	12ページのところで、非価格要素審査点と価格要素審査点は、50点、50点と書いてありますが、総合評価点で100点になっているんですね。ところが他のところでは、逆に60、40とかそういう所もあるし、東京都に至っては、価格がたった30であと非価格要素が70%で占めているところもりますが、その辺りは誰がどの様に決めたのでしょうか。

[甲委員]	<p>おっしゃる通り、市町村ごとによるところはございます。また、一つの参考として、お手元に資料ございませんが、2002年から2020年までの間、21年間にこのDBO、設計建設から維持管理までを行ったのが、全部で137事業ございました。その内、詳細になりますが、総合評価方式、今回私どもと同じ方式を採用しているのが121件で、あの先ほどの配点の割合につきまして、7対3、提案を7、価格を3で採用したり、提案を6、価格を4、この度組合が採用した5対5、いろいろ市町村によっては採り方が異なります。一番多いのは6対4で、これが全体の97件を占めております。組合といたしましては、より価格の方を重視したということで、今回5対5ということで決めて実施したのになります。</p> <p>次の質問ですが、どのようにというのは、事業者選定委員会で、価格の比率とかを確認し決定いたしまして、それに基づいて実施したのになります。</p>
[乙委員]	<p>その非価格の部分と価格の部分と、例えば東京都23区の方の時は、例えば3対7とかで決まっているわけですよね。そういうのに換算した場合っていうのは、この結果はどういうふうに判定されているのでしょうか。</p>
[甲委員]	<p>例えば、非価格要素、提案の方ですね、これを7割、価格を3割ということになりますと、今の5対5で、僅差で青グループが勝っていることになります。お手元の資料の9ページを見ていただきたいと思います。こちら9ページの方が、提案の方、事業者選定委員会で点数化したものになります。ほとんどの部分において、青グループの提案の方が良い提案がされていることがわかります。赤グループがついているのは、大きい題の2の(2)安全・安心施設での長期安定処理の部分と、一番下の維持管理、事業者選定委員会では、この二カ所のみ赤グループの提案が良かったようになっておりまして、後の部分全ては、青グループの方が良い提案だったということになっております。そういったものを、今、ご質問いただいた、7対3でやるということになりますと、今の点差だと価格と非価格を比較すると0.35しか点差はありませんが、もっと大きく点差は開くということになります。</p>
[乙委員]	<p>今の論点で行くと、7対3でも青グループが該当するということがいいですか。</p>
[甲委員]	<p>おっしゃる通りでございます。事業提案の方に、より点数を配分すれば、間違い無く青グループの方が勝ってきます。逆に価格の方へ点数割合を多くすれば、価格の安い赤グループが勝ってくるという、流利的にはそういうものになってきます。</p>
[乙委員]	<p>9ページのところの、非価格要素審査のところ、各グループごとに点数を算出しているのですが、点数が書いてあるだけで、実際の中身は全く私たちには分からないわけですよ。これでこの点数ですよって言われて、書かれている以上信用せざるを得ないような感じで、中身の情報の提供が無いわけですよ。何か少し変だなというふうに思うのですが、それで、これが正しいですと言われてもどうかと思います。</p>
[甲委員]	<p>こちら9ページの表につきましては、事業者選定委員会7名の方の点数を付けております。そちらの方の点数を合計したのになります。委員一人一人の採点理由が書かれているものは存在しませんので、私どももこの点数は専門家の方がつけた点数ということで、また管理者が選んだ副市長、副町長も選任されていますが、そういう方がつけた点数、評価した点数として、総合評価方式としての選定となります。総合評価として、資料の10ページから11ページに、両グループの提案に対する委員の意見を記載させていただいているところでございます。</p>
[乙委員]	<p>9ページの表7に配点と、赤グループ青グループの数字が記載されていますが、これは何の数字ですか。単位の記載も無く、よくわかりません。金額ですか。</p>
[甲委員]	<p>こちらの数は、金額ではございません。委員さんのつけた点数の合計になります。評価点がありまして。</p>
[乙委員]	<p>一人が百点持っているとか、そういう事ですか。</p>
[甲委員]	<p>例えば、表の一番上の所を見ていきたいと思っております。配点9と記載されているかと思っております。この配点9は、満点。ここの点数の満点になります。百点満点で9点ということになります。</p>
[乙委員]	<p>それがどうして5800いくらにもなるのですかね。</p>
[甲委員]	<p>これは、カンマではなくて、小数点が打たれています。千ではなく、小数点ですから、5.89です。こちらにつきましては、委員7人の方。</p>
[乙委員]	<p>採点者が9点満点で7点とか点数をつけるのですか。</p>

[甲委員]	<p>審査表にはAからEまでのアルファベットが記載されており、5段階で、どこを選択したかによって、採点される仕組みになっており、この点数については、委員7人の平均点が5.892点ということになります。</p>
[乙委員]	<p>わかりました。ついでに聞きますけど、住民側のほうには2月11日の千葉日報の記事を配布したのですが、今回の、この印西クリーンセンターの次期中間処理施設に関する選定について、異議申し立てをしているんですね。その一番の理由は、運営費で290億円で入札して、JFEが取ったと。もう一社は、神鋼環境ソリューションという、これも有名な会社ですけど、28億円も安いのに落札されたということで、その差は、非価格要素という、よく分からないような数字で、差がつけられたと、こういうことなので、これは28億円も違う、しかも28億円も高い企業がこの仕事を取るというのは、おかしいのではないかっていうことで、住民監査請求というのをしているんですね。だいたい、いつ終わるかわからないですけど、もし拒否されたら訴訟にまで進めるシステムでこれは自治法で、やり方も全部決まっているみたいですけど、これは、どう思いますか。</p> <p>こんなの見る必要はないという感じですかね。一般の住民はそんなに28億円も高いところを出しているところがこの仕事を受けるなんて考えられないという感想を述べているんですけど、それはどうでしょう。</p>
[甲委員]	<p>この総合評価一般競争入札というのは、自治法又は自治法施行令に基づいて実施したものになりますので、この評価の仕方というのも、事前に公表したやり方に基づいて、事業者が事業提案され、その結果に基づいて落札者を決めたということになります。提案と価格の両方に点数がつくことになり、その提案の点数又は金額の点数の合計により、落札者が決定することになります。これは企業間の考えということになりますけれども、9ページを見ていただければ分かりますとおり、事業提案の方では、青グループ、JFEが勝っていたということになり、11ページの一番下の表9では、価格の方の点数が載っています。価格の方の点数では、赤グループの神鋼環境さんの方が安価な提案をされたということになります。先ほどから説明しているとおり総合評価ということになりますので、両方を合算してどちらかが点数が高いということになり、今回、合算した点数からいうと青グループ、JFEさんの方が良い点数となったことで、地方自治法、先に示したルールに基づいて評価をし、その評価のもとに出た結果でございます。それを、安いからといって、法令を曲げて安価な方ということは、できるものではないと考えております。</p>
[乙委員]	<p>理解はできないですが、早い話、非価格要素というのは主観ですよ。説明では価格よりもこちらの方を重く受けておいたわけではないとありますが、なんかピンとこないですね。我々、年寄りですから。最初にスクリーニングしてこここの会社は絶対大丈夫と言う二社を選んだわけですね。そこから価格だけで勝負するっていうのが昔の考えなんですね。だから、それから見てみると、28億も高いところに決めるなんて考えられないというのが一般的です。まあ、これは感想ですけどね。</p>

[甲委員]	<p>一例を交えながらお話させてください。資料はありませんが、例えば大きく違っているようなものと言えますと、地域貢献ですが、先ほど、あの評価には点数がありまして、こちらの地域貢献には、両方とも、貢献する金額を示された提案がされております。その総額だけで申し上げますと、神鋼環境さんの地域貢献で使うと言われていた、例えば印西市、白井市、栄町の方へ発注したり、雇用したりする金額ということになります。提案の方では、46億5,700万円が神鋼環境さんの方で使うとご提案いただいたものになります。</p> <p>それと比較致しまして、今回落札したJFEさんの方は、79億2,000万を使うと提案をいただいております。その差で言うと32億6,300万円をJFEさんの方は地域に落とすということで、2者を比べたらということになります。そのような提案をいただいております。あと、大きい所でございますと、次期施設の方で電気を作って売電することになってはいますが、あくまでも参考ということで、年間の売電額の方で、1kWアワーを12円で試算していますが、神鋼環境さんの方は20年間で31億8,200万円を売電することが書かれております。それに比較しましてJFEさんの方は、価格保証が付いて38億円で売電するということです。こちらについても億単位で差がついたりしています。売電の方が6億1,700万円の差がついています。</p> <p>その他ではカーボンニュートラルについて、日本だけでなく、世界中で、それに向かって努力しているわけですが、CO2の削減では、神鋼環境ソリューションさんの方では、年間で1,070t、CO2を削減する提案になってはいますが、それに比較し、JFEさんの方は、年間で9,079t、CO2を削減する提案になってはいます。数値だけで簡単に言いますと約9倍削減することになるので、あくまでも参考になりますが、印西市さんの方の一般的な事務事業で発生する、印西市役所の事務で発生する、学校、公民館、公用車などの施設全部になりますが、そういうもので発生するCO2は7,259tですので印西市さんが行う事務事業よりも多くの数量のCO2をJFEさんは削減するとの提案もいただいております。本当に大きい分ですが、提案の内容に差があるものと認識しております。</p> <p>価格面でも事業を実施する場合、国から交付金をいただきますので、これは、最大額となってしまいますが、両者を比較しますと、やはりJFEさんの方が8億7,000万円多くいただけるような、提案になっていたり、売電面でも6億1,700万円多くいただいたり、入札価格に現れないものが存在しております。あとは地域貢献こちらが32億円の差があったりと、あくまでも入札金額では安価ですが、事業提案等ではどうなのかという判断があったということで、認識いただければと考えております。</p>
[議長]	詳しい説明ありがとうございました。
[乙委員]	CO2でいえば、発生するのは一緒なんですよ。だいたい、どの会社でも。8倍ぐらいのCO2の値段が高いというのは、高く売りつけるということじゃないですか。それは違うのですかね。クリーンセンターから出てくるCO2は、ほぼ原価はただですよ。余ったものですから。それを高く売りつけるってことでやっているんだったら問題があるなと思って、量ではなくて金額が出ていますからね。
[甲委員]	CO2ついて、確かに東京取引所で取引されております。トン当たり確か2,000円から3,000円ぐらいでの、物よっての取引金額の差があったと思いましたが、明確には記憶が外れるところではあります。今回、ご提案いただいているのは削減量だけです。これを売却とか、売ってどうのとか、そういう金額を表しているわけではありません。CO2については、削減量です。例えば神鋼環境ソリューションさんの方は、あくまでも事業者の提案の中で書かれているものということで認識いただきたいのですけれども、CO2を1,070t、削減しますということ。これに対しましてJFEさんの方は年間で9,079tのCO2を削減しますと、そういう提案になっているということをお願いできればと思います。
[乙委員]	了解しました。
[議長]	はい、ちょっと時間も経過してしまいましたので、最後に・・・

[乙委員]	資料2ページの事業方式と事業期間のところについて教えていただきたいと思います。ベースの認識が違っているので、私の誤解があるのかもしれませんが、まず一つ、事業方式で、事業者は35年間以上の施設使用を前提として、と書いてあります。6の事業期間の運営維持管理期間が20年間書いてあります。この15年間の差は何の差ですか。例えば運営維持期間を20年とすれば、建物寿命の15年分が入らないから、表向きは安くあがるような形に、予算になるような気がしますけど、どうなのでしょう、教えていただければと思います。
[甲委員]	この35年というのは、施設を建設するわけですので、35年間以上、使える施設を建てなさいという、一つの条件とさせていただいております。維持管理については、35年経過後でも使えると思いますが、現在この施設で37年間、使っていますので、一つの区切りだと思って考えていただければと思います。20年を一区切りということで、そこまでの期間ということで算出したものになりまして、それ以降についても、同じような方法で維持管理を委託しているようになるとは考えております。以上でございます。
[乙委員]	先ほどお話しいただいた、非価格要素審査というのがありますが、これが事業者選定の大きな基準になっているわけですね。そこは価格と同じだけの縛りがないといけないと思うのですが、提案する時に、先ほどCO2の削減量や発電量についても情報に入って、できなかった場合はペナルティが掛けられるシステムにならないとフェアじゃないと思うのですが。その辺はどうですか。
[甲委員]	おっしゃる通りだと思います。こちらについては契約書条項の仕様の一つになりますので、守っていただくということになります。以上でございます。
[乙委員]	この入札のAグループとBグループの会社の構成企業と協力企業の名前は、選考委員の方は、いつ知るのでですか。
[甲委員]	例えば8ページに今言われました表の5、赤グループ神鋼環境、青グループJFEと記載されております。こちら事業者選定委員会の方で、これを知り得たのは、説明にもありましたが、赤グループ、青グループのみで、全てを完結しております。最後の最後に結果が出てから、赤グループと青グループの企業名等をお知らせしたということになります。
[乙委員]	それは全部後ということになりますか。結果が出て、その会社は、うちが落札したというのが分かる。
[甲委員]	そうですね、あの例えば11月21日にヒアリングを行って、委員会の方は、21日に行っているわけですが、事業者が自分が勝ったと知り得るのは、もっと後になります。結果が出て、落札者を決定しますので、落札の候補者を決めて低入札調査が行われまして、その後に決定することになりますので、ずっと後ということになります。
[乙委員]	わかりました。
[議長]	最後にお願いします。
[乙委員]	先ほど、国の交付金が予定されているという説明がありましたが、最終的にこの金額を出しますよと約束するのですか。環境省の交付金の時から、元の価格が変動した時でも、それに自動的に推理して、ちゃんと合わせますよという風に約束をされているんです、そうでないと地元の人たち、会社ではなくて、組合の構成市町の記載するところの部分で、記載する額が増えていくのではないかと思いますので、そこはどうですか。
[甲委員]	おっしゃる通りかだと思います。こちらの金額につきましては、事業提案の中での補助金の最大値になります。補助金というのは、ご存知かと思いますが、国の方で最終的に決定される、あくまで比較というのは最大値を比較した、両方の提案の中で、補助金の対象、補助金がもらえる額が両方とも書いてありますので、その最大値の比較ということになります。先ほど言った金額が100%補助金として出るといったものではなく、申請して、国の方で決定されるもの。そのようにご認識頂ければと思います。
[乙委員]	それはあくまでも最終的に、決定権は環境省にあるということを行っているわけですね。だから予定金額がここに書いてあって、あの契約して金額ここに書いてあってもそれが100%必ず実現するという保証はないということですね。
[甲委員]	はい。おっしゃる通りです。あくまでも両者を比較するために、両者の書いてあるものを参考に比較したということになりますので、乙委員の言うとおり、国の方で決めた補助金の額になりますので、現時点それは100%、今、私が申し上げた数字が入ると確約を取れているものではないというのは、事実でございます。

[議 長]	これで審議を終了します。これが令和5年度の最後になりますが、最後にこういう話を聞いたので、それで良かったと思います。進行を事務局にお返しします。
-------	--

それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回環境委員会を閉会いたします。令和5年度中は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。